

岩室地域児童館
指定管理者業務仕様書

令和 4 年 8 月

新潟市西蒲区役所健康福祉課

(担当：児童福祉係)

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1

TEL : 0256-72-8389

FAX : 0256-72-3133

E-mail : kenko.nsk@city.niigata.lg.jp

URL : <https://www.city.niigata.lg.jp>

【目 次】

1	管理運営に関する基本方針	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	開館日，開館時間	1
5	業務内容	1
6	職員の配置	4
7	公の施設目標管理型評価書（別表2）	5
8	指定管理業務の再委託	5
9	法令等の遵守	6
10	守秘義務，個人情報保護の取り扱い，情報公開請求への対応	6
11	経費関係	7
12	備品等，修繕，リスク負担	7
13	事故報告書関係	8
14	損害賠償責任保険関係	8
15	指定管理者名の表示	8
16	利用者アンケート，自己評価の実施等	8

岩室地域児童館指定管理者業務仕様書

1 管理運営に関する基本方針

- (1) 児童の健全育成をはじめ，ボランティア活動や地域社会と協力連携しながら，地域住民に親しまれる児童館とする。
- (2) 児童がいつでも自由に利用できる，安全で安心な遊び場としての機能を備えるとともに，児童に健全な遊びや情報の提供を行う。

2 施設の概要

- (1) 名称 岩室地域児童館
- (2) 所在地 新潟市西蒲区和納1966番地7
- (3) 規模 敷地面積：1,928.88㎡
- (4) 主な施設内容
軽量鉄骨造平屋建て
建築年：平成27年改築竣工
延床面積：485.50㎡
事務室，図書室，集会室，遊戯室，乳幼児室，
家庭科室，その他
附帯設備：駐車場，駐輪場

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 開館日，開館時間

- (1) 開館日 年末年始（12月29日から1月3日）を除く日
※ ただし，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができる。
- (2) 開館時間 午前9時から午後7時
※ ただし，施設設備の点検等，市長が特に必要があると認める場合は，臨時にこれを変更することができる。

5 業務内容

- (1) 運営する事業の内容
 - ① 健全な遊びを通じた児童の創造性の育成
 - ② 遊びを通じた運動に親しむ習慣の形成
 - ③ 体力増進指導を通じた社会性の育成及び心と身体健康増進
 - ④ 子どもの参画を促す自主性の育成
 - ⑤ 中学生・高校生等の自主的な活動に対する支援
 - ⑥ 地域住民による児童に関するボランティア活動，地域組織活動の機会提供及び育成支援
 - ⑦ 子育てに対する相談，情報や交流の場の提供等，地域における子育て支援
 - ⑧ 地域児童の健全育成に必要な活動の実施
 - ⑨ 施設設置地域以外に出かける移動児童館の実施

(2) 施設の管理に関する業務

① 保守管理業務

- ・建物、建築設備（給排水設備、ガス設備、電気設備、消防設備、空調関係設備、衛生設備）は、日常点検、法定点検、定期点検等を以下のとおり行う。

保守管理等業務	基準
給排水設備	年1回以上
ガス設備	年1回以上
電気設備	年1回以上
消防設備	年2回以上
空調関係設備	年1回以上
衛生設備	年1回以上

- ・物品については、施設の運営に支障をきたさないよう、備品や消耗品の適切な保守管理を行い、常に最新の状態にして管理すること。

② 施設維持管理

- ・清掃及び衛生害虫駆除については、施設の美観の維持及び衛生環境を保つため、定期的に清掃及び害虫駆除等を行う。床、壁、扉、ガラス、什器・備品、照明器具、衛生設備等について日常清掃、定期清掃を組み合わせ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持すること。
- ・保安警備業務については、火災、盗難、破壊並びに不法行為等を予防、発見、防止し、安全かつ円滑な管理運営を行う。また、開館時間内は、指定管理者の職員が対応し、夜間及び休館日等施設の全てが使用されていない場合や無人になる場合は、機械警備により行い、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告すること。
- ・環境衛生業務については、常に本施設内及び敷地内の適切な環境衛生の維持に努めること。

③ 外構植栽の管理

- ・敷地内樹木等の剪定や除草など、快適な環境を保つために適正な管理を行うこと。外構施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めること。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告すること。

④ 地球温暖化対策及び環境配慮の推進

- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）を遵守し、施設におけるエネルギー使用量を適切に管理し、その合理化を進める。
- ・毎年度（4月）、月ごとのエネルギーの使用状況を、市が定める様式に従って提出する。
- ・環境に配慮した商品・サービスの購入については、新潟市グリーン調達推進方針に従い、また、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- ・化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。
- ・業務にかかる環境法令を確実に遵守できる体制を確立すること。
- ・業務にかかる従業員に対し、新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）の内容を周知徹底すること。

(3) その他の業務

① 事業計画書及び収支予算書の作成

- ・次年度の事業計画書及び収支予算書を毎年度2月末までに作成すること。
 - ・事業計画書の作成にあたっては、市と調整を図ること。
- ② 報告書の作成
- ・業務にかかる日報及び月報を作成し、毎月終了後10日以内に市へ提供すること。
 - ・業務にかかる年報を作成し、毎年度終了後30日以内に市へ提出すること。
 - ・事故や苦情があった場合は、報告書を作成し、速やかに市へ提出すること。
 - ・施設修繕を行った場合は、報告書を作成し、速やかに市へ提供すること。
 - ・当該施設に係る指定管理者の申請内容に変更が生じた場合は、変更届出書を作成し、速やかに市へ提出すること。
 - ・職員配置や職員の履歴及び資格に係る事項に変更があった場合は、職員名簿を作成し、速やかに市へ提出すること。
 - ・その他協議が必要となる事項については、協議書を作成し、速やかに市へ提出すること。
- ③ 防災・危機管理等に関する業務
- ・予見される様々な危機に備え、緊急連絡網や危機管理マニュアルを作成するとともに、避難誘導・情報連絡・緊急活動等の役割分担・体制を明確にして職員に周知し、定期的に訓練を実施すること。
 - ・施設内でのけが人や体調不良者に対して適切な応急措置を行うこと。また事故があった場合は、市へ報告すること。
 - ・施設内に配置している自動対外式除細動器（AED）について、常に良好な状態で使用できるよう点検を行うとともに、知識・技術等を習得すること。
 - ・災害発生時には、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め対応に協力すること。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、「指定管理者制度導入施設における災害対応事務処理要領（平成26年4月危機対策課策定）」に基づき別途協議する。また、施設の利用許可を行う場合も、災害時には施設を市の災害応急・復旧対応に利用することを優先させることもあるため、「指定管理者制度導入施設における災害対応事務処理要領」に基づくこと。
 - ・施設内において、利用者及び職員が感染症に罹患しないよう感染症対策を徹底すること。
- ④ 自主事業の提案及び実施
- ・指定管理者は、指定管理業務の範囲外で指定管理者の責任及び費用負担で岩室地域児童館を活用し、自主事業を実施することができる。
 - ・自主事業に係る収支は、指定管理者に帰属するため指定管理業務とは会計を分けて管理し、実施状況及び収支結果は市へ報告すること。
 - ・施設の使用にあたっては、指定管理者による「新潟市児童館条例」に基づく使用許可の手続きを必要とする。
- ⑤ 関係機関との連携・協力
- ・市との連絡調整（随時）
 - ・関係機関との連絡調整（随時）
- ⑥ 運営管理規程の作成
- ・指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定めること。
- ⑦ 運営委員会の設置

- ・岩室地域児童館の適正な運営を図るため、地域組織の代表者等からなる運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。
- ⑧ 広報と各種情報の提供
- ・岩室地域児童館の利用促進を図るため、施設案内パンフレット等、必要な媒体の作成及び積極的かつ効果的なPRや情報提供を行うこと。また、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。
 - ・児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行うこと。
- ⑨ 利用にかかる実費相当額の徴収
- ・教材費その他の費用を利用者から徴収する事業の実施については、事前に市と協議すること。また、利用者から実費を徴収した場合は、事業ごとに帳簿を作成し、収支を明らかにすること。
- ⑩ 助成金等の活用
- ・他団体の助成金等を活用する事業の実施については、事前に市と協議すること。また、その事業を実施した場合は、事業ごとに帳簿を作成し、収支を明らかにすること。
- ⑪ 急病・緊急時の対応業務
- ・岩室地域児童館の利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。また、事故があった場合は、市へ報告すること。
 - ・緊急事態が発生した場合には、市にその旨を報告すること。
- ⑫ 遺失物・拾得物の処置・保管業務
- ・施設内で遺失物・拾得物を発見した場合は、拾得物保管表を作成し、保管・処理すること。
- ⑬ 引継ぎ業務
- ・指定管理者は、指定期間開始までに現指定管理者から円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを受けること。引継日は、市が調整する。
 - ・指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。引継日は、市が調整する。
 - ・指定管理者は、指定期間の満了日までに引継ぎに必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、次期指定管理者に引き継ぐこと。
 - ・引継ぎに際しては、市が立ち会い、新旧指定管理者において引継ぎの完了を確認する書面を取り交わすこと。
- ⑭ その他日常業務の調整
- ・指定管理者は、前記の業務以外に、岩室地域児童館の管理業務が円滑に実施されるよう、日常業務の調整を行うこと。

6 職員の配置

(1) 施設長

施設管理の責任者として常勤の施設長を置くこと。この仕様書において常勤とは、勤務時間が週30時間以上かつ勤務日数が週5日以上とする。

(2) 職員及び職員数

「新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」(以下「基準」という。)第53条第2項に定める児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)を常勤職員として2名以上置くこと。常勤のほか、業務遂行に必要な職員を置く場合においても、児童厚生員となる資格を有する者を配置するよう努めること。

(3) 経験者の配置

児童厚生員の資格を有する常勤職員のうち2名以上は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- ① 児童厚生施設において常勤の児童厚生員として従事した期間が2年以上ある者
- ② 「基準」第53条第2項第1号に該当する者で児童福祉施設等（児童厚生施設を除く。）において、常勤の職員として従事した期間が2年以上ある者
- ③ 同項第2号又は第4号の資格を有する者で、当該資格に基づき当該資格に係る業務に常勤の職員として従事した期間が2年以上ある者
- ④ 同項第3号に該当する者で、常勤の職員として児童福祉事業の従事期間が2年以上ある者
- ⑤ 一般財団法人児童健全育成推進財団認定の児童厚生二級指導員資格、児童厚生一級指導員資格、児童厚生一級特別指導員資格、児童健全育成指導士資格のいずれかを有する者で、当該資格に係る業務に従事した期間が2年以上ある者

(4) 防火管理者の配置

消防法第8条に基づく防火管理者の資格を有するものを配置すること。

(5) 勤務体制

児童館の設置目的を達成し、児童及び利用者の安全確保を図ることができる勤務体制とすること。

7 公の施設目標管理型評価書（別表2）

(1) 評価体制と時期

- ・市は、地方自治法第244条の2に基づき、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理業務又は経理の状況に関して5(3)②による報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- ・指定管理者は、定期的に下記「達成すべき要求水準」を測定し、評価を行うこと。水準値を達成できない場合、指定管理者は、改善を図るための提案を行い、市の承認を得て実施すること。
- ・市は、下記「達成すべき要求水準」に基づき、定期的なモニタリング及び毎年度末に評価を実施するとともに、その内容を公表する。

(2) 達成すべき要求水準

別表2「公の施設目標管理型評価書」のとおり

8 指定管理業務の再委託

指定管理者は、当該施設の管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできない。

再委託が可能な業務は、防火設備、ボイラー設備の保守点検など特殊な技術や資格を要する業務や清掃、警備などの単純な作業、一時的に発生する業務などで、再委託をする場合は、事前に市へ「再委託に関する承認申請書」を提出し、「再委託承認書」により承認を受けること。なお、指定管理者が施設管理の業務を個別に再委託する場合は、受託者に対して以下の点に留意すること。

- ・業務を行う者には、名札を着用させること。
- ・業務に関する日報、点検書、報告書等を速やかに提出させること。
- ・業務の実施にあたり、受託者の責で施設設備その他に対して損害を与えたときは、その賠償の責任を負わなければならないこと。

- ・施設内で火災や地震等の緊急事態が発生したときの対応について、十分に周知させること。
- ・業務上知り得た秘密は漏らしてはならないこと。その職を退き、又はこの業務契約が消滅後も同様とする。
- ・労働集約的業務（清掃や人的警備など、人による労働が中心となる業務）を第三者に委託等する場合は、乙が委託等する第三者から従事者配置計画や賃金支払予定額を提出してもらい、再委託先においても労働や雇用条件が適切なものとなるよう確認すること。

9 法令等の遵守

業務の実施においては、以下の関係法令を遵守する。

- (1) 児童館ガイドライン（平成30年10月1日子発1001第1号）
- (2) その他関係法令等
 - ① 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - ② 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）
 - ③ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - ⑥ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
 - ⑦ 児童館の設置運営について（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）
 - ⑧ 児童館の設置運営について（平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知）
 - ⑨ 新潟市個人情報保護条例（平成13年条例第4号）
 - ⑩ 新潟市子ども条例（令和3年条例第64号）
 - ⑪ 新潟市児童館条例（昭和39年条例第19号）
 - ⑫ 新潟市児童館条例施行規則（平成19年規則第103号）
 - ⑬ 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第77号）
 - ⑭ 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成27年条例第49号）
 - ⑮ その他関係法令（施設の安全確保、衛生の保持に関する各種法令等）

10 守秘義務、個人情報保護の取り扱い、情報公開請求への対応

- ・指定管理者は、公の施設を管理・運営する立場として、新潟市公文書管理条例（令和3年新潟市条例第3号）の趣旨にのっとり、指定管理施設に関する文書を適正に管理するよう努めること。
- ・管理運営業務に従事する者もしくは従事していた者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間終了後もしくは指定管理者の取消後又はその職を退いた後も同様とする。
- ・指定管理者は、個人情報の収集及び使用については、適正に管理し、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じなければならない。
- ・指定管理者では個人情報の開示請求は受け付けない。指定管理者が、指定管理業務上保有する個人情報については、市のみを窓口として開示し、指定管理者は市への開示義務を負う。
- ・指定管理者に対し、指定管理者が管理する指定管理施設に関するものの情報公開請求があった場合は、その情報について公開に努めなければならない。また、

市が保有しない文書で、指定管理者が保有し管理する指定管理施設に関する文書について情報公開請求があった場合は、市の求めに応じて公開に努めることとする。

11 経費関係

(1) 経費の支払い

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、指定管理料は、会計年度内において12回に分割して支払う。支払時期や額、方法については協定にて定める。

(2) 市が支払う指定管理料に含まれる経費

市が支払う指定管理料は、人件費、管理費、事務費、事業費とする。年間の運営は予算の各項目の金額以内で執行する。但し、市と協議の上、流用することは可とする。

(3) 立入検査について

市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行う。

12 備品等、修繕、リスク負担

(1) 備品の管理

備品（原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1件の単価が3万円以上のもの。）は備品台帳により数量管理を行うこと。購入及び破棄等、異動が生じた場合には、市に報告すること。貸出用備品は、常に良好な状態に保つよう点検を行うこと。

(2) 備品の購入又は調達

備品が経年劣化、破損及び不具合等により業務実施の用に供することができなくなった場合は、指定管理者が購入又は調達するものとする。ただし、10万円（消費税及び地方消費税含む）以上の高額備品については、事前に市に報告し、指示を受けること。

(3) 消耗品

消耗品は、管理業務実施のため、指定管理者が購入又は調達すること。

(4) 備品等の扱い

備品は、指定管理期間の終了に際し、市又は次期指定管理者に引き継がなければならない。

消耗品は、原則、指定管理者が自己の責任で撤去・撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、市又は次期指定管理者に引き継ぐことができるものとする。

(5) 施設の修繕

施設の修繕については、次に掲げる区分により費用及び責任の負担をする。

区分	費用の負担	責任の負担
小規模なもの（1件につき概ね5万円未満）	指定管理者 （指定管理料に含める）	指定管理者
上記以外のもの	新潟市	新潟市

(6) リスク負担（別表1）

協定の締結にあたり、施設の管理運営上の事故・天災・物価上昇等の経済状況の変化など、事前に予測できない事態が発生し、管理運営の経費や収入に影響を受ける場合があるため、リスクに対する負担者を協議し、リスク分担表を作成する。なお、想定されるリスクは、別表1のとおりとし、リスク分担表に記載されたリスク以外の負担については、その都度、協議を行い決定する。

13 事故報告書関係

(1) 日報及び月報

業務にかかる日報を作成し、月報とともに毎月終了後10日以内に市に提出すること。

(2) 年報

業務にかかる年報を作成し、年度終了後30日以内に市に提出すること。

(3) その都度に報告すべき内容（事象発生後、速やかに報告）

- ・ 事故報告書
- ・ 苦情等報告
- ・ 修繕報告書
- ・ 変更届出書
- ・ 職員名簿
- ・ その他（急を要する報告など）

14 損害賠償責任保険関係

指定管理者の故意又は過失、施設の瑕疵等が原因で、利用者等に対し損害賠償を行う必要が生じる可能性がある。その際、指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険へ加入すること。

15 指定管理者名の表示

指定管理者が管理運営している市の施設である旨を明確にするため、「指定管理者名」と設置者としての「市の連絡先（所管課名、電話番号など）」を施設に表示し、案内パンフレット等にも明記すること。

16 利用者アンケート、自己評価の実施等

(1) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、利用者や地域の意見・要望を把握し、施設運営に反映させること等を目的に、利用者アンケートを実施する。アンケート結果は、施設内に掲示するとともに、市に報告することとする。

(2) 自己評価の実施

指定管理者は、協定書及び業務仕様書に定められた業務について、日報や月報に記録するなど、施設管理業務や自主事業の実施状況、施設の利用状況、苦情や要望の件数、収支状況等を把握し、自ら分析・評価を行う。自己評価の実施により、管理運営の見直しや業務の改善を行うこととする。

別表1 「リスク分担表」

別表2 「公の施設目標管理型評価書」

別表1 リスク分担表

種類	内容	リスク負担者	
		新潟市	指定管理者
物価変動	物価変動による経費の増大		○
金利変動	金利の変動による経費の増大		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増大又は減少 (例：施設の法定点検回数増)	○	
	上記以外の改正等による経費の増大又は減少 (例：従業員の最低賃金の引き上げ)		○
その他の制度改正	指定管理者制度に直接関係する条例、規則の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
施設・設備の損傷等	経年劣化によるもので小規模(1件につき5万円(消費税及び地方消費税含む)未満)なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないものうち小規模(1件につき5万円(消費税及び地方消費税含む)未満)なもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの	○	
資料等の棄損等	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないものうち小規模なもの		○
	第三者の行為で相手方が特定できないもので上記以外のもの	○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止、延長	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止、延長		○

不可抗力	地震、暴風、豪雨、洪水、火災、暴動等、指定管理者の責めに帰すことのできない自然的現象又は人為的な行為による業務の変更、中止、休業等による損失	○	
	上記のうち、指定管理者が実施する自主事業に対する損失	市と指定管理者で協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき行為により利用者に損害を与えた場合		○
	騒音、振動、悪臭など管理運営上において周辺住民の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
施設の競合	競合施設の新設などにより利用者が減少した場合		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、原状回復費用及び引継に要する費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者協議の上、リスク分担を決定する。

別表2

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	岩室地域児童館		
管理者名		指定期間	令和5年4月1日 ~ 令和10年3月31日
担当課	西蒲区役所健康福祉課		
所在地	新潟市西蒲区和納1966番地7		
根拠法令	児童福祉法		
設置条例	新潟市児童館条例		
施設概要	敷地面積 1,928.88㎡ 延床面積 485.50㎡ 建築構造 軽量鉄骨平屋建て 構成施設の内容 1階 事務室 (24.30㎡)、図書室 (39.69㎡)、集会室 (85.06㎡)、 遊戯室 (89.10㎡)、乳幼児室 (40.50㎡)、家庭科室 (28.35㎡) 他		

施設設置目的
児童福祉法第40条に定める児童厚生施設として、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し及びその情操を豊かにする。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>【基本方針】</p> <p>(1) 児童の健全育成をはじめ、ボランティア活動や地域社会と協力連携しながら、地域住民に親しまれる児童館とする。</p> <p>(2) 児童がいつでも自由に利用できる、安全で安心な遊び場としての機能を備えるとともに、児童に健全な遊びや情報の提供を行う。</p> <p>【運営する事業の内容】</p> <p>① 健全な遊びを通じた児童の創造性の育成</p> <p>② 遊びを通じた運動に親しむ習慣の形成</p> <p>③ 体力増進指導を通じた社会性の育成及び心と身体健康増進</p> <p>④ 子どもの参画を促す自主性の育成</p> <p>⑤ 中学生・高校生等の自主的な活動に対する支援</p> <p>⑥ 地域住民による児童に関するボランティア活動、地域組織活動の機会提供及び育成支援</p> <p>⑦ 子育てに対する相談、情報や交流の場の提供等、地域における子育て支援</p> <p>⑧ 地域児童の健全育成に必要な活動の実施</p> <p>⑨ 施設設置地域以外に出かける移動児童館の実施</p>

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	行事だより、ホームページによる、児童館活動に関する情報発信を2回以上/月			
	基準利用者数の達成	入場者数(年) 41人×359日 15,000人以上			
	利用者の満足度	利用者満足度アンケートで「満足」又は「やや満足」の者が7割以上			
	苦情・要望に対する対応	原則1週間以内の回答。区へ当日報告。苦情・要望対応マニュアルの整備。			
	事業の実施	乳幼児、小中高向け事業実施4回以上/月			
財 務	業務の効率化	施設利用者1人当たり運営経費(年)980円以下			
業 務	業務仕様書等に定める事項の遵守	業務仕様書等に定める事項の遵守			
	設置目的の理解	移動児童館実施(年) 12回			
	情報の伝達と共有	苦情・事故発生時の早期報告			
	安心安全の確保	防災訓練等実施2回以上/年 AED講習1回以上/年 緊急時の対応マニュアルの作成			
	コンプライアンスの確立	児童福祉法、新潟市児童館条例の遵守、個人情報取り扱いに関するマニュアルの整備			
人 材	配置人員の水準維持・育成の適切性	業務仕様書に定める人員配置理念や目標の周知徹底、知識や技能向上に資する研修を年2回以上実施。			

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B: 要求水準(評価指標)が達成されている
- C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)